

(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見書

伊佐市長 橋本 欣也

事業の名称		(仮称) 肥薩ウインドファーム
事業者名	住所	東京都中央区銀座6丁目15番1号
	氏名	電源開発株式会社 代表取締役社長 渡部 肇史
事業の種類		風力発電所
市町村長の意見		<p>総括的事項</p> <p>① 本事業対象地域は伊佐市北西部に位置し、希少猛禽類の生息する自然豊かな地域である。一級河川である川内川水系の源流域であり、その大半が水源かんよう保安林に指定されている。下流域においては清らかな水を利用した米の栽培が盛んな地域であり、市民や団体からは風力発電開発に伴う災害等の発生や野生動植物への影響を懸念する声があがっている。</p> <p>住民及び市と積極的にコミュニケーションをとり、それぞれが抱く不安や懸念等に対して誠実に対応することで、事業の実施に対する理解を得るとともに、地域と共生した形で事業をすることが重要であるとの認識に立ち、事業計画のさらなる検討を行うこと。</p> <p>② 環境影響評価を実施するにあたっては、関係法令等を遵守するほか、鹿児島県環境基本計画に記載のある環境に配慮すべき事項についても十分に勘案すること。また、文献や専門家の助言等に基づき最新の知見及び評価手法を採用し、近年の気象状況をふまえて土砂流出や法面崩壊、山林伐採により大雨時に雨水の河川までの到着時間の短縮等により河川への影響は無いかなど多面的な視点から評価を行い、綿密な調査を行うこと。</p> <p>③ 工事計画や施設設計などの事業計画の詳細が明らかになっていないことから、これらを可能な限り確定した上で適切に環境影響評価を行うこと。</p> <p>④ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の記載に当たっては、風力発電機と関係設備の配置、規模や構造等の他、接続道路等の土地の改変に係る施工計画について、できる限り具体的に記載すること。なお、風力発電機については工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に確立される</p>

ことが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、土地の改変等を行う場合は関係機関と協議の上、土砂の流出や斜面の安定に係る対策等を検討して、適切な施工計画とすること。

- ⑤ 本事業の実施に当たっては住民や事業者の理解が不可欠であることから事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに住民からの意見や要望に対しては誠意をもって対応すること。また準備書の記載に当たっては平易な表現や図を用いるなど分かり易い内容を工夫するとともに、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットなどで閲覧を可能にするなど住民の利便性の向上及び情報公開に努めること。
- ⑥ 風力発電稼働後に苦情等が発生した場合における施設の稼働調整や追加の環境保全措置等、具体的な対応について検討し、その結果を準備書に記載すること。

個別的事項

① 騒音、振動及び超低周波音について

対象事業実施区域及びその周辺において、騒音等（騒音、振動及び低周波音（超低周波を含む）以下同様とする）による影響が懸念される可能性等についても考慮し、次の事項について必要な対策を講じること。

- ・ 配慮が必要な地域等において、現状の騒音レベルを把握すること。
- ・ 騒音等による生活環境への影響について、最新の知見に基づき十分な調査、予測及び評価を行うこと。
- ・ 造成工事等の施工、工事用資材の輸送（運搬車両、運搬方法、運搬ルート等）、供用時の騒音等について、地域住民の生活に影響が及ぶことがないように、風力発電機の機種、配置及び基数の検討を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

② 水環境について

対象事業実施区域の周辺や下流域では、農業用水として利用しているため、敷地の造成や道路工事等の開発及び稼働後についても、下流域利害関係者等への影響を回避又は低減すること。

③ 景観について

主要な眺望点や景観資源、地元住民の生活道路などに与える影響が十分可能な調査を行い、フォトモンタージュ利用など分かり易く住民へ説明を行うこと。また対象事業実施区域周辺における情報収集を行い、他事業の風力発電施設と合わせた形での調査に努めること。

	<p>④ 動植物及び生態系について</p> <p>注目種等の生態系における餌種、餌量調査については、現地調査を行わない場合においても、踏査時に注目種等の餌となる対象をみかけた際は、記録を行うなど配慮を行うこと。</p> <p>⑤ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・事業終了後の施設の撤去を計画の中に文書にて位置づけること。・搬入経路について、林道等の利用や土砂・雨水流入対策の検討など担当課と事前協議を行うこと。・対象地域の近隣住民はもとより、広く市民を対象とした住民説明会を必ず実施すること。
備 考	